

三酸化ニアンチモンに関する調査票

団体名	化成品工業協会
-----	---------

【質問1】 三酸化ニアンチモンを製造又は取扱う業務に係る健康障害防止措置の導入について、貴会及び会員企業さまの業務に関連がありますか。該当する項目に「○」を付けてください。

○	関連あり	→ 質問2以降の項目についてご回答ください。
	関連なし	→ 理由をお教えてください。(例: 取り扱う業務がない など) ※「関連なし」の場合は、ここまでで質問は終了です。

理由:

※質問2以降のご回答内容については、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(公開)の資料の作成に当たり、参考又は文章を引用させていただきますことをご了承願います。

【質問2】 貴会の概要についてお教えてください。

会員企業数	128	
三酸化ニアンチモンを使用しているおおよその会員企業数	10	
貴会の活動内容 (例: 主に○○業の事業者からなる団体。○○業の振興、技術開発、○○等に取り組む。)	化成品工業界の総意を明らかにして、これに基づく政策の立案・推進を図るとともに化成品工業の発展に必要な事項につき調査・研究し、会員相互の親睦及び啓発を図り、化成品工業の健全な発展、向上に資することを目的としています。所管製品は、合成染料、有機顔料、有機ゴム薬品、医薬中間体、農薬中間体、有機写真薬品、その他の有機中間物、フェノール、無水フタル酸、無水マレイン酸、クロロベンゼン類、熱媒体など多岐に亘っています。	

【質問3】 業界団体としての取組み

業界団体として、三酸化ニアンチモンを製造又は取扱う業務に際し、健康障害防止のための取組をされていきましたら、その概要をお教えてください。

(例: 安全衛生指導、ばく露防止の作業手順(ガイドライン)の作成、技術指針、モデルSDSの作成、など)

団体としての取組みは行っておりません。

【質問4】 事業者の自主的な取組み

三酸化ニアンチモンを製造又は取扱う業務を行っている会員企業における、当該ばく露作業に対する措置の状況を、主な作業ごとにお知らせいただきますようお願いいたします。

ばく露作業概要を記入→ (主な作業ごとに記載してください)		計量、投入(仕込) ※ばく露 作業コード33	混練作業 ※ばく露作業 コード49	充填・袋詰 ※ばく露作業 コード35
作業状況				
作業場の屋外屋内の 別	屋内	○	○	○
	屋外			
措置の有無 (○、×又は概算の措置割合) (措置企業数/回答企業数)				
情報提供	表示(容器等へのラベル表示)	1/5 ×	×	×
	文書の交付(SDSの交付)	4/5 ○	○	○
	掲示(労働者に有害性を掲示)	3/5 ×	×	×
労働衛生教育	労働衛生教育	5/5 ○	○	○
発散抑制措置 (いずれか)	製造工程の密閉化	1/5 ×	×	×
	局所排気装置の整備	5/5 ○	×	×
	プッシュプル型換気装置の整備	0/5 ×	×	×
	全体換気装置の整備	2/5 ○	○	○
	局排等適用除外に該当	0/5 ×	×	×
作業環境の改善	休憩室の設置	5/5 ○	○	○
	洗浄設備の整備(シャワー設備等)	5/5 ○	○	○
	設備の改修等作業時の措置	2/5 ×	×	×
漏洩防止措置	不浸透性の床の整備	4/5 ×	×	×
作業管理	作業主任者の選任(特化物)	3/5 ×	×	×
	作業記録の保存	4/5 ○	○	○
	立入禁止措置	2/5 ×	×	×
	飲食等の禁止	5/5 ○	○	○
	適切な容器等の使用と保管	3/5 ○	×	×
	用後処理(除じん)	2/5 ×	×	×
	ぼろ等の処理	2/5 ×	×	×
	有効な保護具の使用	5/5 ○	×	×
	呼吸用保護具(防毒マスク)の使用	1/5 ×	×	×
	呼吸用保護具(送気マスク)の使用	1/5 ×	×	×
	不浸透性手袋、防護メガネ	3/5 ×	×	×
作業環境の測定	実施と記録の保存	1/5 ×	×	×
	結果の評価と保存	1/5 ×	×	×
健康診断	特殊健康診断の実施(独自)	0/5 ×	×	×
	特定健康診断の実施(6か月に1度)	1/5 ×	×	×

↑ 空欄はその他自主的な取り組みがある場合にご記入ください。

【質問4】 事業者の自主的な取組み(続き)

三酸化ニアンチモンを製造又は取扱う業務を行っている会員企業における、当該ばく露作業に対する措置の状況を、主な作業ごとにお知らせいただきますようお願いいたします。

ばく露作業概要を記入→ (主な作業ごとに記載してください)		試験、研究 ※ばく露作業 コード34	← 成形、物性 評価、溶媒へ の溶解業務	
作業状況				
作業場の屋外屋内の 別	屋内	○		
	屋外			
措置の有無 (○、×又は概算の措置割合) (措置企業数/回答企業数)				
情報提供	表示(容器等へのラベル表示)	1/3		
	文書の交付(SDSの交付)	3/3		
	掲示(労働者に有害性を掲示)	0/3		
労働衛生教育	労働衛生教育	3/3		
発散抑制措置 (いずれか)	製造工程の密閉化	1/3		
	局所排気装置の整備	2/3		
	プッシュプル型換気装置の整備	1/3		
	全体換気装置の整備	3/3		
	局排等適用除外に該当	0/3		
作業環境の改善	休憩室の設置	3/3		
	洗浄設備の整備(シャワー設備等)	1/3		
	設備の改修等作業時の措置	3/3		
漏洩防止措置	不浸透性の床の整備	3/3		
作業管理	作業主任者の選任(特化物)	3/3		
	作業記録の保存	3/3		
	立入禁止措置	2/3		
	飲食等の禁止	3/3		
	適切な容器等の使用と保管	3/3		
	用後処理(除じん)	1/3		
	ぼろ等の処理	1/3		
	有効な保護具の使用	3/3		
	呼吸用保護具(防毒マスク)の使用	2/3		
	呼吸用保護具(送気マスク)の使用	0/3		
	不浸透性手袋、防護メガネ	3/3		
作業環境の測定	実施と記録の保存	1/3		
	結果の評価と保存	1/3		
健康診断	特殊健康診断の実施(独自)	0/3		
	特定健康診断の実施(6か月に1度)	3/3?		

↑ 空欄はその他自主的な取組みがある場合にご記入ください。

【質問5】 健康障害防止措置の導入に当たって考慮が必要な事項

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、業界団体又は会員企業の立場から考慮の必要がある事項とその概要について御提案ください。

考慮を要する事項	内 容
立入禁止措置	他の物質との作業が重なることが多く、当該物質のみの作業場所とすることは困難であるため立入禁止措置はできない。

【質問6】 技術的課題及び措置導入の可能性

特別規則(特定化学物質等障害予防規則など)による措置の検討に際し、通常のはく露防止措置(発散源の密閉化、局所排気装置、プッシュプル換気装置、全体換気装置、呼吸用保護具等)を行う上で、技術的に課題があると考えられる事項があれば、措置とそれに対する技術的課題及び実現可能性について御指摘ください。

措 置	技術的課題	措置導入の可能性
密閉化	密閉された空間での粉体投入作業は困難である	局所排気装置の設置と呼吸用保護具の使用による作業は可能である

【質問7】 特殊な作業(少量取扱い等リスクが低いと考えられる作業)の概要と意見

リスクが低いと考えられる特殊な作業がある場合には、対象物質を取り扱っている当該作業に関する措置の状況を、作業概要と作業時間、作業頻度、一回当たりの取扱量、屋外屋内の別、局所排気装置(種類含む)、保護具(呼吸用及び保護衣等)、作業主任者の選任、作業環境測定の有無、健康診断の実施の有無等、及びご意見をお知らせください。

作業名	作業概要及び事業者によるリスクの見積もり、措置の状況
物性評価用試料の成形及び物性評価	三酸化ニアンチモンが配合されたペレット(購入原料)を成形して物性評価用試料を作り、恒温室(常温)内で物性試験を行う作業。何れも樹脂から三酸化アンチモンが単離され得ずばく露は起こらない。
溶媒への溶解作業	分析室内で三酸化アンチモンを溶媒に溶解する作業で、発散防止措置並びに保護具の着用等、ばく露低減策を講じた条件下での使用である。

【質問8】 産業活動への影響や公正競争の観点からの意見

特別規則(特定化学物質障害予防規則など)による措置の検討に際し、産業活動や同業他社との公正競争の観点からの意見があればご提出ください。

【質問9】 措置の方針についての意見

措置の対象は三酸化ニアンチモンを製造又は取扱う業務とする見込みですが、これに関し意見があればお寄せ下さい。

【質問10】 その他の意見

上記以外に特段の御意見があればお寄せ下さい。

【質問4】に○×記載の情報は、三酸化ニアンチモンの樹脂への配合作業を外注作業化した会員による特定の外注先の作業状況に関するものである。粉体状の三酸化アンチモンを取り扱う計量、投入、混合作業においても未対応項目が多く見られる。このような外注先は中小規模事業者が多く、費用を要する設備対応や作業主任者(特化物)のような人の手当に関して対応が困難と思われる。これ等の事業者の作業実態の把握や設備改善等への補助金制度の様な施策の検討および実施が必要ではないか。

ご協力ありがとうございました。